

指定障害児通所支援事業の指定（更新）申請に係る提出書類一覧

※「○」及びび文字を記載している書類は提出必須、「▲」は付表別紙により新規指定時または最新の変更届から内容の変更がなければ省略可。「△」は記載している書類は必要に応じて提出してください。

提出書類 ※多機能型事業所の場合に必要な書類が重複する場合、添付部数は1部で構いません。		児童発達支援 (センター実施)		児童発達支援 (センター以外)		放課後等デイサービス		居宅訪問型児童発達支援		保育所等訪問支援	
		新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新
別紙様式第一号（指定）	指定障害児通所支援事業所指定申請書	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
別紙様式第一号（新規指定別紙）	児童福祉法（他の法律）において既に指定を受けている事業等について	該当する場合のみ添付（更新時も必要）									
別紙様式第一号（指定更新）	指定障害児通所支援事業所指定更新申請書	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
付表16（標準様式）	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の指定に係る記載事項	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
付表17（標準様式）	居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
付表18（標準様式）	保育所等訪問支援事業所の指定に係る記載事項	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
付表別紙	当該サービスに付随する付表別紙を提出すること	—	付表16別紙	—	付表16別紙	—	付表16別紙	—	付表17別紙	—	付表18別紙
（様式なし）	履歴（登記）事項全部証明書（写し可）	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲
参考様式1	施設または事業所の平面図（各室の用途を明示） ※各部屋の面積を記入すること	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲
（様式なし）	施設又は事業所の写真（設備基準上必要な設備及び外観）	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲
参考様式2	設備・備品等一覧表（消防設備を明記すること）	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲
参考様式3	管理者の経歴書	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲
参考様式3、3-2 参考様式7	児童発達支援管理責任者の経歴書、実務経験証明書、資格証の写し、研修受講証明書の写し、兼務に関する調書（兼務の場合）	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲
（様式なし）	運営規程	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲
参考様式4	障害児又はその保護者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲
参考様式5	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（指定または更新する日の属する月の分）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式11	従業者の兼務状況確認表※参考様式5に記載のすべての従業者（管理者含む）の他事業所における勤務状況を記載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式7他	従業者の実務経験証明書、資格証の写し（保育士、児童指導員等）※有資格者でなければならない者のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式6	児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参考様式9	事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は特定する理由等を記載（該当がある場合）	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲
（様式なし）	医療法に規定する医療機関として許可を受けたことが分かるもの※児童発達支援センターが治療を併せて行う場合	△	▲	—	—	—	—	—	—	—	—
（様式なし）	医療機関と協力関係を結んだことが分かるもの	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	—	—
（様式なし）	消防法に基づく消防用設備等検査済証等、消防用設備について検査を受けていることが分かるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別様式1、2他 ※建築物により異なる	建築基準法に適合していることの確認できる検査済証等。建築基準法の適合性確認にかかる必要書類確認フロー図参照（更新の場合、現行の建築物について提出済みの場合は不要）	○	▲	○	▲	○	▲	—	—	—	—
様式第6号 （第6条関係）	障害児通所支援事業開始・変更届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第8号 （第9条関係）	児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第8号添付書類（事業所一覧）あり） ※指定の場合のみ必要（提出先：障がい福祉課）	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
参考様式10	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 ※新規指定時のみ提出	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
【加算関係】 様式第6号	障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（算定する加算がない場合であっても、必ず提出すること）	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
【加算関係】 別紙1	障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（算定する加算がない場合であっても、必ず提出すること）	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
【加算関係】 基本報酬・各加算に係る届出書	基本報酬及び各加算に係る届出書【届出する分】（根拠書類も合わせて提出すること）※詳細はHP各種加算等の届出について掲載の必要書類一覧参照	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—